

事務所だより

第79号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

被用者年金一元化 - 第2回 -

被用者年金とは、公的年金のうち、民間企業の従業員や官公庁の公務員などの労働者が加入する年金（厚生年金保険、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済）です。被用者年金一元化は、社会保障と税の一体改革に関連した年金制度の改正の一つで、共済と厚生年金の負担や給付の仕組みを統一することです。平成二十七年十月一日に被用者年金一元化が施行され、一元化が始まりました。今回の被用者年金一元化により年金制度がどのように改正されたのか、複数回に分けて紹介しています。

改正点その三

厚生年金と共済年金との制度間の差異を基本的に厚生年金に揃えて解消されました。

項目は、次のとおりです。

一、年金加入年齢を統一

厚生年金の加入には年齢制限があり、一定の要件を

満たす方は七十歳まで加入しなければなりません。

しかし、私学共済を除く共済年金には年齢制限がありませんでした。

今回の改正により、共済年金の加入年齢制限を七十歳としました。

二、未支給年金の給付範囲を統一

未支給年金とは、年金受給者が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振り込まれた年金のうち、亡くなった月

分までの年金です。

この年金は、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族に支払われます。

厚生年金は、亡くなった方と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・三親等内の親族（優先順位あり、同一順位が複数人の場合はその代表）に対して支払われています。

しかし、共済年金は、亡くなった方によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・遺族がないときは相続人（優先順位あり、同一順位が複数人の場合はその代表）に対して支払われていました。

三、在職老齢年金の支給停止を統一

在職老齢年金とは、厚生年金に加入して六十歳以降も働きながら受ける老齢厚生年金です。このような働き方をする場合、年金の一部または全額が支給停止されます。

厚生年金は、六十歳から六十五歳までの間は、賃金と年金の合計額が二十八万円を超えるときに年金の一部が支給停止されます。

給停止されます。

しかし、共済年金は、厚生年金に加入して六十歳以降も働きながら退職共済年金を受け取る場合は、賃金と年金額の合計額が四十六万円を超えなければ年金の一部が支給停止されず、共済組合に加入する場合にその合計額が二十八万円を超えると年金の一部が支給停止されていました。

今回の改正により、共済組合に加入して六十歳以降も働く方は厚生年金に加入することとなり、賃金と年金額の合計額が二十八万円を超えると年金の一部支給停止が行われます。

ただし、平成二十七年九月三十日まですでに退職共済年金を受けている方に対しては、激変緩和措置が適用されます。

四、障害給付の納付要件を統一

障害年金は、病気がケガで医師の診察を受けた日を初診日として、その日に加入していた年金制度に請求手続きを行います。

厚生年金は、初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間

を合算した期間が三分の二以上必要（※特例あり）です。しかし、共済年金は、このような保険料納付要件はありませんでした。

今回の改正により、共済年金も同一の保険料納付要件が適用されます。

五、遺族年金の転給を統一

厚生年金は、遺族厚生年金を受給している方が亡くなった場合や再婚した場合に失権（年金受給権利失うこと）します。失権すると他の方に受給権が移動することはありません。

しかし、共済年金は、遺族共済年金を受給している方（先順位者）が亡くなった後、再婚して失権した場合、次順位者に支給されていました。

例えば、遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したときに、一定の要件を満たす父母等に遺族共済年金が支給されました。

今回の改正により、共済年金を厚生年金に揃え、転給制度を廃止しました。



本年四月から保険料等級の上限が変わります

平成二十七年五月二十七日に成立した医療保険制度改革法により、平成二十八年四月一日から健康保険及び船員保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額が引き上げられます。

現在は、標準報酬月額が四十七等級（上限百二十一万円、下限五万八千円）ですが、改正後は五十等級（上限百三十九万五千円、下限五万八千円）となる予定です。（表一参照）

また、標準賞与額もあわせて見直され、現在の年間上限五百四十万円から五百七十三万円に引き上げられる予定です。

そのほか、給付面では、入院時の食事代（入院時食事療養費）が段階的に引き上げられます。（表二参照）

食料費に調理費を加算して、入院と在宅療養の負担の公平を図ることです。ただし、難病、小児慢性特定疾病患者

現 行			平成28年4月から		
等 級	標準報酬月額	賃 金	等 級	標準報酬月額	賃 金
第47級	1,210,000円	1,175千円以上 1,235千円未満	第47級	1,210,000円	1,175千円以上 1,235千円未満
(表1)		追加される等級	第48級	1,270,000円	1,235千円以上 1,295千円未満
			第49級	1,330,000円	1,295千円以上 1,355千円未満
			第50級	1,390,000円	1,355千円以上

現 行		平成28年4月から		平成30年4月から	
	負担額 (1食)		負担額 (1食)		負担額 (1食)
一般所得	260円	一般所得	360円	一般所得	460円
低所得Ⅱ（住民税非課税）	210円	据え置き			
低所得Ⅰ （住民税非課税で一定所得以下）	100円				

は、平成二十七年一月から原則自己負担となったため、負担額は据え置かれます。

一月の労務手続
「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」

十六日から三月十五日まで

○所得税の確定申告受付

「税務署」

二十九日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 「労働基準監督署」



○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

連日最低気温が氷点下の中、カネノナルキとニンジンガジュマル（観葉植物）が凍傷になりました。水やりのタイミングが悪かったようで、根腐れを起こしている可能性があります。何とか回復してくれるのを待つしかありません。様子を見ながら反省しきりの毎日です。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com